

愛知県新型コロナウイルス 感染拡大予防対策指針

県民の皆様の生命と健康を守り
活力ある社会経済活動を維持するために

2020年 5月26日

愛 知 県

本指針の策定趣旨

この「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」は、県民の皆様の生命を守り、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするため、感染症を巡る状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係者、専門家、県民や事業者が一丸となって、感染拡大予防対策をさらに進めていくため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様にご協力を要請する事項など、今後、講じるべき対策を、現時点で整理し、対策を実施するにあたっての指針を定めたものです。

策定	2020年 5月26日
第1回変更	2020年 6月 1日
第2回変更	2020年 6月17日
第3回変更	2020年 7月16日
第4回変更	2020年 7月25日

目 次

県民・事業者の皆様へのメッセージ	P-	1
1. これまでの経過	P-	3
(1) 感染状況と医療提供状況等	P-	3
(2) 愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置	P-	4
2. 対策の基本指針	P-	8
3. 個別対策ごとの実施方針	P-	9
(1) 感染状況等の監視	P-	9
(2) 県民・事業者の皆様へのお願い	P-	10
1) 「新しい生活様式」の定着	P-	10
2) 一定の期間を設けて段階的に緩和	P-	10
3) 都道府県をまたぐ移動	P-	11
4) クラスター発生実績のある施設の利用	P-	11
5) 催物（イベント等）の開催	P-	11
6) 事業者へのお願い等	P-	14
(3) 医療面での対策	P-	14
① 医療提供体制の維持・強化	P-	14
② 検査体制の維持・強化	P-	15
③ 医療資機材の調達	P-	16
④ さらなる対策	P-	16
(4) 学校・教育	P-	16
① 学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策	P-	16
② 児童生徒のオンライン学習の支援	P-	17
③ さらなる支援	P-	18
(5) 経済対策	P-	18
① 事業者に対する支援	P-	18
② 家計に対する支援	P-	19
③ さらなる支援	P-	19
(6) その他の取組	P-	20
① 防災対策における感染防止対策～避難所の感染防止対策	P-	20
② 県民・事業者の皆様への情報提供	P-	21
③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携	P-	21
参考資料	P-	22

愛知県緊急事態宣言の解除に際して 県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた愛知県の取り組み

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め、直ちに実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでまいりました。

この結果、新規感染者数は4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保できており、5月14日には、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

II. 社会経済活動の再開

そうした中で、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施しています。

事業者の皆様への休業要請についても、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、緩和することとし、5月15日にはクラスター発生実績が無い施設を、5月19日には、徹底した感染防止対策により三つの密の回避が可能な施設を、さらに5月22日には、クラスター実績のある施設を除いた施設の休業要請を解除いたしました。

Ⅲ. 愛知県緊急事態宣言等の解除

全国的にも、新規感染者数の減少等から、5月21日に関西圏の2府1県が、25日は、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を再開するための取組が始まっています。

本県では、5月14日の国の宣言の対象区域の解除後も、感染状況は、国が判断の目安としている新規感染者数を大きく下回り、減少を続けています。

これらの状況を総合的に勘案し、本県においても、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することといたします。

Ⅳ. 徹底した感染防止対策の実施を

一方で、断続的に新規感染者が発生するなど、感染症のリスクは、依然として社会生活の場に存在していますので、今後も、社会経済活動を持続的に両立させながら、再度の感染拡大を防止していくことが不可欠であります。

このため、引き続き、県民の皆様には、3つの密を避けるなど、「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、個別施設ごとに、あらゆるリスクに備え、徹底した感染防止対策の実施をお願いします。

県においても、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、判断基準となる指標を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の生命と健康を守ることを、引き続き最優先課題とし、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様と一致協力し、一体となって、感染症の克服に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 5月26日

愛知県知事 大 村 秀 章

1. これまでの経過

(1)感染状況と医療提供状況等

- 昨年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、全世界に拡大し、本県においても1月に中国人渡航者の感染が確認され、2月以降、感染者の発生が続き、感染者数は2月27人、3月149人、4月305人(再感染者除く)となりました。
- 医療面に関しては、感染が疑われる方々を保健所に設置した帰国者・接触者相談センターで受け付け、受診が必要な方を帰国者・接触者外来へ紹介し、陽性と判明した方には、感染症指定医療機関等で入院治療していただく体制により対応してきました。そうした中、4月上旬から患者数が急速に増加するとともに、感染経路不明者も多く確認されたことを踏まえ、「愛知方式」として、重症・中等症の方に医療を重点的に提供し、無症状・軽症者の方には宿泊施設等で療養していただく体制を整備しました。
- また、県衛生研究所のPCR検査の機能強化等により、県全体の検査能力の拡充を図るとともに、PCR検査能力の拡充を検査件数の増加につなげるため、検査対象者の拡大を保健所等へ周知しました。さらに、検査を集中的に行うPCR検査所を5月15日に設置しました。
- 4月下旬以降、感染者数は減少傾向となり、5月の感染者数は24日までで21人(再感染者除く)、また、5月24日現在、入院者は25人となっています。



(2)愛知県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置

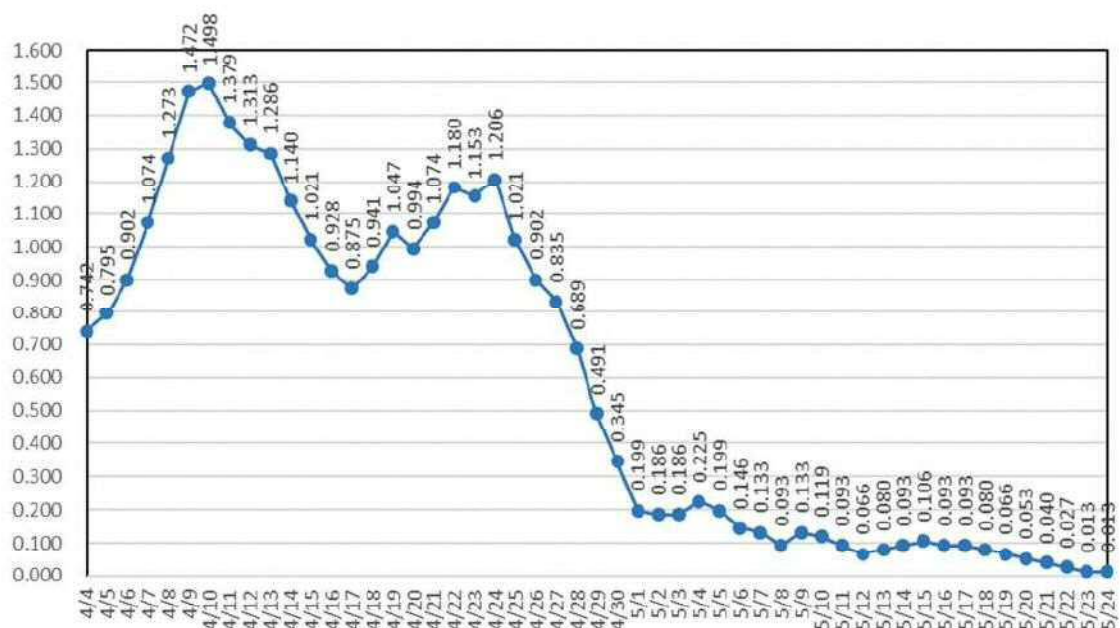
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息に向け、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)を改正するとともに、3月26日に法第15条第1項に基づく政府対策本部を設置しました。
- 愛知県では、これに先立ち、1月30日に、知事を本部長とする「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、庁内横断的な対策に着手し、3月26日の政府対策本部の設置を受け、同日、法第22条第1項に基づく対策本部として改組し対策の一層の強化を図ることとしました。
- また、全国規模での患者数の増加を受け、国は4月7日に、東京都、大阪府を始め7都府県を対象として緊急事態宣言を発出、本県においても、4月10日に、県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、直ちに「緊急事態措置」を定め、対策本部の下に特措法対策チームを始め8つの個別チームを設置して体制の強化を図り、全県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先として、ありとあらゆる対策を実施することとしました。
- 緊急事態措置では、感染症の早期収束には、徹底した人と人との接触機会の低減が必要となることから、法第24条第9項に基づき、県民及び事業者の皆様は、外出の自粛と、「密閉」「密集」「密接」の“三つの密”を避ける行動を要請するとともに、4月13日には、それまでにクラスターが発生していた繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛を強く呼びかけています。
- また、4月16日には、愛知県が国の緊急事態宣言に基づく「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、感染のリスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設に対し、4月17日から5月6日までの間、法第24条第9項に基づき、休業協力要請等をお願いするとともに、ご協力いただいた事業者の皆様は協力金を交付することとしました。
- さらに、4月24日、大型連休を控え、週末に多くの人が集まる場での対策として、スーパーマーケット等での買い物に際し、県民・事業者の皆様は「あいちの買い物ルール」への協力を、公園を利用する際にも、少人数で混雑を避け、人と人との距離をとることをお願いしました。

- 4月28日には、特に、不要不急の帰省や旅行、県内外の移動の自粛をお願いするメッセージを発出するとともに、翌日から5月6日まで、JR名古屋駅の新幹線改札口において、来県者に不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動と任意での検温を実施しています。
- また、営業を継続するパチンコ店に対し、4月24日から、個別訪問による協力要請を続けるとともに、4月28日からは、法第45条第2項に基づく要請、第3項に基づく指示、第4項に基づく公表の手続きを講じ、5月2日には全ての店舗で休業協力をいただきました。
- 5月4日、国が緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長する旨を決定したことを受け、愛知県としても、県独自の緊急事態宣言と緊急事態措置の期間を同日まで延長し、医療提供体制の更なる強化に取り組むとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑える取組に万全を期すこととし、県民・事業者の皆様にも引き続き協力をいただくようメッセージを発出しています。
- これらの取組の結果、新規感染者数が4月25日に一人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができているため、5月14日には、国の緊急事態宣言が解除されています。
- しかし、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については18日以降の分散登校日の設定や、25日からの分散登校や時差登校を実施する他、事業者の皆様への休業要請についても順次、緩和することとしました。
- 休業要請の緩和に際しては、クラスター発生の有無など感染リスクに即して、施設を三つに区分し、徹底した感染防止対策の実施を前提に、順次、休業要請を緩和することとしています。
- 5月15日には、区分Ⅰ：クラスターの発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設、及び区分Ⅱ：クラスターの発生実績が無い施設を緩和、5月19日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績が無い、水泳場、ボウリング場及び床面積1,000㎡以上のホテル・旅館(集会の用に供する部分)、5月22日には、区分Ⅲのうち、クラスター発生実績のある

施設を除いた施設を除いた、遊興施設、運動・遊技施設について緩和を行っています。

- 感染状況は、国が感染状況の判断の目安としている「10万人あたりの直近1週間の累積報告数・0.5人」に対し、5月11日に1/5の0.1人を、5月15日の緩和開始以降も、21日に1/10の0.05人を下回るなど、減少を続け、落ち着いた状況が続いています。
- 全国的にも、5月21日に大阪府・京都府・兵庫県、5月25日には、残された首都圏1都3県と北海道の緊急事態宣言が解除され、全ての都道府県で、感染拡大の防止を維持しながら、社会経済活動を再開するための取組が始まりました。
- 本県においても、これらの状況を総合的に判断し、5月26日、「愛知県緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」を解除することとしました。

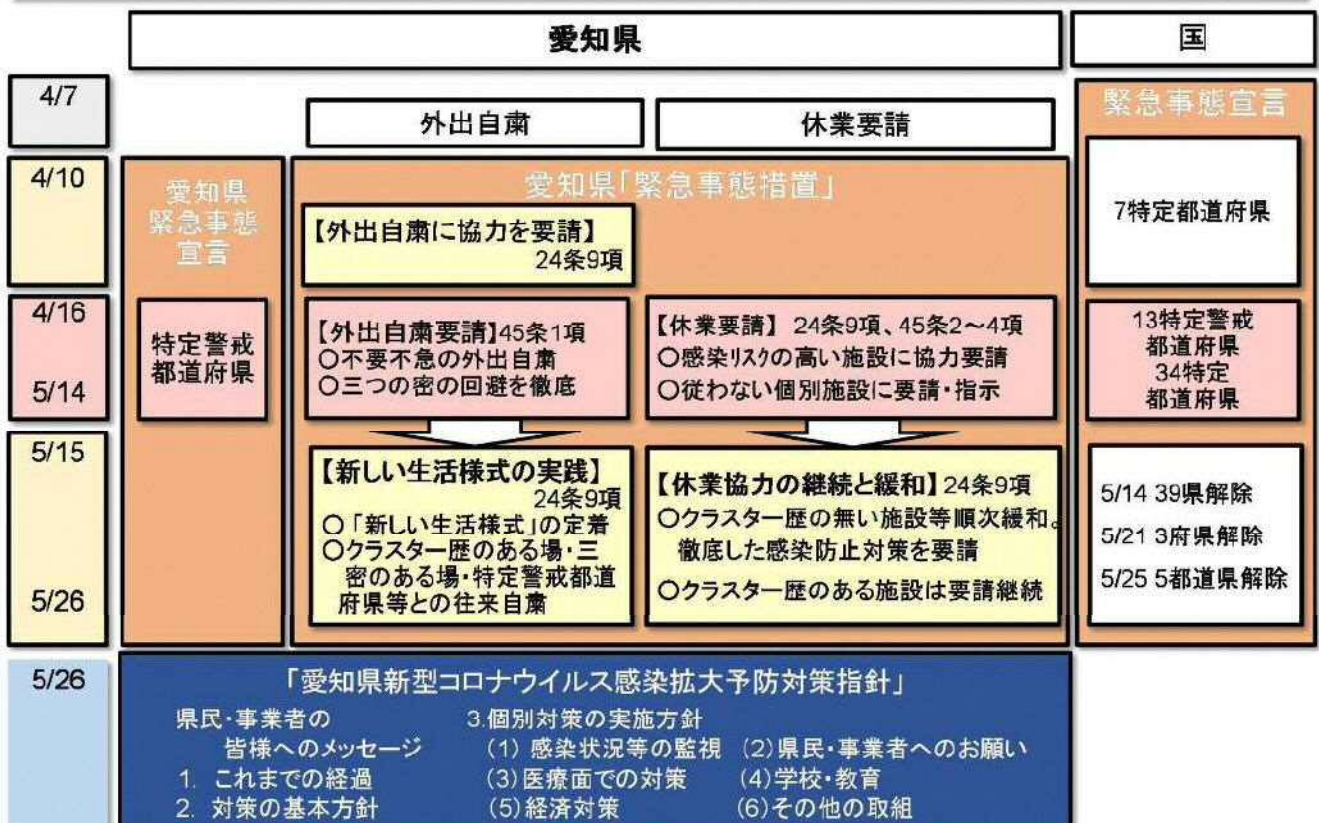
▼愛知県の10万人あたりの累積報告数の推移



▼これまでに実施した緊急事態措置の経過

3月	14日（日）	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
	26日（木）	政府対策本部設置 愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置
4月	7日（火）	国・7都府県に緊急事態宣言
	10日（金）	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置決定
	13日（月）	繁華街の接待を伴う飲食店への自粛要請
	16日（木）	国・愛知県を含む13都道府県に緊急事態宣言
	17日（金）	法第24条第9項に基づく休業協力要請
	24日（金）	あいちの買い物ルール・公園利用のお願い 営業継続中のパチンコ店に訪問要請
	28日（火）	大型連休を控えて外出自粛のメッセージ 法第45条第2項の要請・事前通知
	29日（水）	JR名古屋駅新幹線改札口で啓発・検温活動
	30日（木）	法第45条第2項の要請・第3項の公表
5月	1日（金）	法第45条第3項の指示・事前通知
	4日（月）	国・緊急事態宣言を5月31日まで延長 愛知県緊急事態宣言を5月31日まで延長
	14日（木）	国の緊急事態宣言の対象区域から解除
	15日（金）	施設区分Ⅰ・Ⅱの休業要請緩和
	19日（火）	施設区分Ⅲの一部の休業要請緩和
	21日（木）	関西圏2府1県の緊急事態宣言解除
	22日（金）	施設区分Ⅲのクラスター実績のある施設を除き休業要請緩和
	25日（月）	首都圏1都3県・北海道の緊急事態宣言解除
	26日（火）	愛知県緊急事態宣言・緊急事態措置解除 愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針

愛知県の「感染防止対策」の枠組みと流れ



2. 対策の基本指針

(1) 感染状況等の監視

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数を指標として速やかに把握し、設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には迅速かつ的確に感染防止対策を講じます。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 県民の皆様には、「三つの密」を徹底的に避け、基本的な感染対策の継続など「新しい生活様式」の実践を、事業者の皆様には、営業の継続・再開に際して、徹底した感染防止対策の実施をお願いいたします。

(3) 医療面での対策

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」により、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、宿泊施設等での安静・療養を原則とすることで、医療崩壊を防ぎます。
- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査能力の拡充、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進めます。

(4) 学校・教育

- 教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。
- 限られた期間の中で、学習の遅れを取り戻すため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入します。

(5) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻します。

3. 個別対策ごとの実施方針

(1) 感染状況等の監視

- 愛知県では、感染の状況や医療提供体制の状況を慎重に分析、検証し、医療提供体制をしっかりと確保しながら、社会経済活動とのバランスをとる方法をとってきました。
- この取組により、一貫して、県民の皆様の生命を守るための医療提供体制を十分に確保することができ、国の緊急事態宣言の解除後は、感染防止対策を維持しつつ、休業要請の緩和など、段階的に社会経済活動のレベルをあげてきています。
- 全国的に第二波の可能性が危惧されているように、感染症は、再度の感染拡大のリスクが存在していますので、今後も、感染症の拡大防止対策と社会経済活動の維持を両立させ、機動的に対応を進めていくことが求められています。
- このため、感染状況については、過去7日間における平均の新規感染者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数により、常に定量的に分析、検証を継続して実施するとともに、判断基準となる指標を設け、注意・警戒情報の発出や、規制の実施など、迅速かつ適切に対応を進めてまいります。

判断基準となる指標とは

基準項目	注意(警戒)領域 (イエローゾーン)	危険領域 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人	20人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^(注))	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数(過去7日間の平均) (確保病床500床)	150人	250人

(注) 陽性確認の検査を除いた人数。

- 新規感染者数、陽性率、入院患者数の過去7日間平均の数値を基準として、注意(警戒)領域(イエローゾーン)を1つでも上回れば、警告を発し一部規制モードに入り、危険領域(レッドゾーン)をすべて上回れば、厳しく規制するというものです。

(2) 県民・事業者の皆様へのお願い

- 「新しい生活様式」の定着や、一定期間を設けての段階的な緩和などについては、5月25日に国から示された新たな「基本的対処方針」を踏まえ、以下のとおり対応してまいりますので、ご協力をお願いします。

1) 「新しい生活様式」の定着

- 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践し、日常生活の中に定着していただくようお願いします。
- 具体的には、国の専門家会議の資料1「人との接触を8割減らす10のポイント」や、資料2「新しい生活様式の実践例」で示されている様々な対策を、一人ひとりの日常生活や職場の様々な場面に取り入れていただくようお願いします。
- また、多くの人が集まる場で感染防止対策としてお願いした、資料3「あいちの買い物ルール」や「公園利用のお願い」についても、新しい生活様式の一部として、実践を続けていただくようお願いします。
- 感染拡大防止対策の一環として国が普及を進めている新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を活用し、陽性者と接触した可能性について通知を受け、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることに役立てていただくようお願いします。

2) 一定の期間を設けて段階的に緩和

- 「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の期間を設けることとし、概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、種々の活動を段階的に緩和します。

①段階=これからの3週間程度(～6月18日(木)迄)

②段階=その後の3週間程度 (6月19日(金)~7月9日(木)迄)

③段階=その後の3週間程度 (7月10日(金)~7月31日(金)迄)

3) 都道府県をまたぐ移動

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、資料4のとおり、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、①段階では、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった首都圏1都3県及び北海道との間の移動は、慎重に対応していただくようお願いします。
- また、観光振興の観点からの移動については、①段階でまずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、②段階から県外からの積極的な呼び込みを実施することといたします。
- 社会経済圏が深く重なり合っている愛知・岐阜・三重の東海3県においては、観光を含めた人の移動を6月1日から緩和します。

4) クラスター発生実績のある施設の利用

- これまでにクラスターが発生しているような施設として5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設(資料5)の利用は、5月末まで、感染拡大防止の観点から避けるようお願いします。
- その後、全国的に作成が進められている業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」(資料8)及び愛知県として作成した「感染防止対策リスト」(資料9)等が実践されるなど、感染防止対策の徹底により、一定の安全性を確保することを前提に、①段階の6月1日から緩和することとします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、さらに業種別に策定された感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、県民・事業者の皆様に必要な協力の要請等を行います。

5) 催物(イベント等)の開催

- 催物等の開催に対する中止又は延期要請等は、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止対策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら、資料6「イベント開催制限の段階的緩和の目安」のとおり、段階的に規模要件(人数上限)を緩和します。
- イベント開催の可否を判断するに当たっては、6月18日までの間は、以下

を目安としていただくとともに、適切な感染防止対策の（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発生等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止等）の実施をお願いします。

○ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。

○ 屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ、2m)

- また、イベントそのものが、リスクの低い場所で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、交流等を極力控えるようお願いします。
- イベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、段階ごとに次に掲げる数値を上限として、段階的に緩和することとします。

②段階【6月19日～7月9日】

- 屋内・屋外ともに 1,000 人以下

③段階【7月10日～8月末】

- 8月以降のイベント開催については、収容率の制限(屋内は50%以内、屋外は十分な間隔(できるだけ2m)を維持する一方、人数上限(5,000人)を撤廃することとしてきましたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは7月10日以降の開催制限を維持します。

- 屋内・屋外ともに 5,000 人以下

※ 上記人数要件に加え、屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数にすることとし、屋外にあつては、人と人との距離を十分に確保できることとする(できるだけ2m)。

注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例:プロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上すること

とし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例:展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とします。

- 主催者においては、催物の態様(屋内か屋外か、全国的か地域的か等)や種別(コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等)に応じて、開催の要件や講じるべき感染防止対策に十分に配慮していただくようお願いします。
- なお、全国的な人の移動を伴うような大規模イベント(スポーツの試合等)は、段階的な緩和を図っていく中で、②段階から、まずは無観客での開催を求めることといたします。(③段階以降は、上記の人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離を十分に確保できる要件とする。)
- 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設、又は収容人数が2,000人を超えるような施設(収容率50%で1,000人超)の施設管理者に対して、全国的なイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談いただくようお願いします。なお、イベントの開催要件等について実際に相談する主体は、施設管理者又はそれぞれのイベントの主催者とします。
- 上記の移行期間で、各段階の一定規模以上の催物、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの等、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期するよう、主催者に対し、慎重な対応を求めます。
- 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限はありませんが、イベントの主催者には、引き続き以下の取組をお願いします。
 - 1. 適切な感染防止策を講じること
 - ・発熱や感冒症状のある者の参加自粛
 - ・三密回避
 - ・十分な間隔の確保(1m)
 - ・行事の前後における三密の生ずる交流の自粛
 - ・手指の消毒

・マスクの着用 等

- 2. イベント参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- 3. イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、主催者において、「三つの密」が発生しない席配置や人と人との距離の確保、催物の開催中や前後の選手、出演者や参加者等の主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。
- また、参加者名簿等を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリの活用等をお願いいたします。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合は、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対し、必要な協力の要請等を行います。

6) 事業者へのお願い等

- 事業者の皆様には、引き続き、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- 職場や店舗等において、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」及び県が作成した「感染防止対策リスト」を活用し、徹底した感染防止対策を実施していただくようお願いいたします。
- また、県に、感染防止対策として取り組む項目を「安全・安心宣言施設」として届け出ていただくとともに、県から電子データで提供するPRステッカー・ポスターを掲示することで、利用者への施設の安全性と対策への協力を周知するようお願いいたします。
- 県は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

(3) 医療面での対策

① 医療提供体制の維持・強化

- 本県では、これまで、医療関係者の皆様の献身的なご尽力により、医療崩壊を起こすことなく新型コロナウイルス感染症患者に対して必要な

医療を提供できています。引き続き、現行の医療提供体制のレベルを維持するとともに、第2波、第3波に備え、更なる強化に取り組んでいきます。

- 入院病床は感染症指定医療機関(12病院72床)、その他協力医療機関(58 病院 428 床)を合わせ、合計70病院500床を確保。
- 重点医療機関は15病院を確保し、専門的治療を有する受入医療機関は、がん患者25病院、透析患者13病院、妊産婦3病院、小児患者12病院を確保。
- 軽症等の療養を行う宿泊施設は、1, 300室を確保。
- 今後の第2波の発生に備え、新型コロナウイルス感染症専門病院の設置を計画中。

② 検査体制の維持・強化

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる方を速やかに検査し、適切な医療に結び付けるために、愛知県衛生研究所を始め、保健所設置市、民間検査機関及び医療機関におけるPCR 検査能力の拡充を図ります。

	5/10 時点	5/12	5/18	5/22	5/29	6月 中旬	秋
県 全 体	300	638	758	783	905	1,125	1,325
県衛生研究所	120	120	240	240	280	320	480
保健所設置市 民間検査機関	180	180	180	205	245	245	245
医療機関 (52)		338	338	338	380	560	600

- 地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担軽減のために、ドライブスルー方式等のPCR 検査所を設置します。
 - 5月15日 瀬戸保健所豊明保健分室に開設
 - 5月21日 名古屋市及び豊橋市において開設
 - 今後、県内各地域において状況に応じた増設を検討中

- 迅速抗原検査キットについては、早期診断や院内感染対策などでの有効性が期待できることから、PCR 検査と併せて、役割分担しながら、広く実施していく必要があります。
- 抗体検査キットについては、感染率(既感染)の把握に有用と考えられるため、国の性能評価の結果等により精度を確認しながら、広く実施できるよう検討していく必要があります。

③ 医療資機材の調達

- 入院協力医療機関が整備する人工呼吸器、簡易陰圧装置、体外式膜型人工肺(ECMO)などの設備や医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など个人防护具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 帰国者・接触者外来設置医療機関が整備する HEPA フィルター付空気清浄機、HEPA フィルター付パーティションや医療従事者が着用するマスク、防護服、手袋など个人防护具の資材購入費用に対して補助を行います。
- 県がマスク、防護服、手袋等を購入し、保健所を通じて各医療機関に配布します。

④ さらなる対策

厳しい環境に置かれる医療従事者や病院を支援し、県内の医療提供体制を支えます。

- 県独自の「愛知県医療従事者応援金」の交付
- 資金繰りが悪化している第 2 次救急医療を担う病院を運営する医療法人に対する「新型コロナウイルス感染症対策民間病院経営維持資金貸付金」による無利子・無担保の融資

(4) 学校・教育

①学校における教育活動の再開に向けた準備・再開後の感染症対策

- 5月20日に通知した「教育活動の再開に向けたガイドライン」に基づき、県立学校において、教育活動の再開に向けた準備や再開後の新型コロナウイルス感染症対策を適切に行います。

[参考]

- 5月22日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について」を周知しました。

② 児童生徒のオンライン学習の支援

- ・ 県立学校については、5月25日から段階的に再開し、市町村立学校や私立学校においても、それぞれ段階的な再開が図られているところです。
- ・ 県立学校のオンライン学習環境を整備するため、インターネット回線を増強するとともに、児童生徒用のタブレット端末や教員用のモバイルルーターを順次配備します。
- ・ 学校再開後は限られた期間の中で授業を行う必要があり、これまでの学習の遅れを取り戻すためには、学校だけでなく、家庭における学習内容の予習・復習によって学力定着を図ることが重要です。そのため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用でき、教員が各児童生徒の学習の進捗状況を把握できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入し、6月から利用を開始します。

オンライン学習支援サービス 導入のねらい

- 1 先生が家庭学習の課題を配信、
休業による学習の遅れを取り戻す
- 2 生徒が自由に授業動画を活用、
自主学習を支援する

自主学習 活用イメージ

生徒一人ひとりのニーズに合わせた活用

- 4万本以上の
授業動画
小4～
大学受験
複数レベル
国数英理社
- 苦手教科を克服
 - 得意教科を伸ばす
 - つまづいた内容を復習
 - 志望校受験に活用

学習の遅れを取り戻すための 活用イメージ



導入するオンライン 学習支援サービスの特徴

- 4万本以上の
- ①授業動画
 - ②確認テスト
 - ③管理機能
- 理解度を確認する
生徒の学習を支援する

③ さらなる支援

- 円滑な学校の再開に向けた支援を展開します。
 - 感染防止のための特別支援学校スクールバスの増車
 - 高等学校等奨学給付金における支給対象者の拡大
 - 県立学校等における消毒液・マスクなど衛生用品の確保、国公私立幼稚園における消毒液・マスクなど衛生用品の確保に対する支援

(5) 経済対策

① 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応します。
- また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充します。
- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減します。
- 農業、林業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県 Web ページ、メールマガジン等を通じて周知します。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援します。
- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援します。
- 価格の下落や販売量の減少が顕著である県産牛肉・名古屋コーチンを学校給食に提供し、児童生徒を応援するとともに、県内畜産農家及

び食肉事業者を支援します。

- 外国人技能実習生が入国できないことによる人手不足の解消を図るため、県立農業大学校において農業研修を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援します。
- 感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立をめざすため、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む施設に本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」として応援します。

② 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供します。

③ さらなる対策

- 感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開します。
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
 - スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
 - 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
 - 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
 - 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
 - テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
 - 介護サービス分野及び障害福祉サービス分野における感染症対

策の推進

(6) その他の取組

① 防災対策における感染防止対策 ～避難所の感染防止対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症が発生する状況のなか、大雨や地震などの自然災害が発生し、市町村が避難所を開設する場合には、県民の皆様が安心して避難できるよう避難所における感染症対策を進めます。
- ・ 各市町村では、県から提供した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(資料10)等を活用し、避難所を開設する際のゾーニング、避難者の健康管理や感染症が疑われる避難者が生じた場合の対応など、適切な対策の実施に努めます。
- ・ 県は、避難所の運営にあたる市町村職員を対象とした感染防止対策研修を実施するとともに、それぞれの地域への普及を進めるため市町村の避難所運営訓練を支援します。
- ・ また、安全な親戚・知人宅に避難するなど、避難所が密にならないような避難行動を推奨するとともに県民の皆様に周知します。

-1. より多くの避難所の確保

- 通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、ホテル、研修施設などの新たな避難先の確保を進めます。

-2. 避難所での健康状態の把握

- 避難所の受付では、発熱や咳などの兆候・症状の有無について聞き取りを実施し、兆候・症状が疑われる方は専用のスペースを設けます。
- 避難生活開始後も定期的に健康状態を確認します。

-3. 専用スペースの確保

- 感染症が疑われる方のために、避難所とは別の建物や避難所内の個室を確保し、一般の避難者とはゾーンや動線を区別した対応を実施します。

-4. 手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策の徹底と衛生環境の確保

- 避難所全てのスタッフと避難者が手洗いなどの適切な感染対策を行う

ことで、感染を減らすことができるため、マスクの着用などの咳エチケットと併せた基本的な感染症対策を徹底します。

- 炊事場やトイレなど共同で使用するような箇所は定期的に清掃するなど、衛生環境を確保します。

-5. マスクなどの感染症資機材の備蓄

- マスクや消毒薬など、必要な感染症資機材について備蓄を進めます。

【 県民の皆様への避難行動のお願い 】

- 市町村が発行するハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、事前に避難先を家族で話し合っておきましょう。
- 安全な避難先として、自宅に留まることや親戚・知人宅に避難することも検討してください。
- 避難する際には、マスク、消毒薬、体温計などをできるだけ携行してください。

② 県民・事業者の皆様への情報提供

- ・ 本部長である知事から、感染状況や医療提供体制の確保の状況、県として講じる新たな取組などについて、メッセージや情報を発信し、県民や事業者の皆様広く理解と協力を求めます。
- ・ また、Web ページや SNS など、あらゆる媒体を活用して、県民の皆様のご生活や事業者の皆様のご社会経済活動に役立てていただくことができるよう、広く周知に努めます。
- ・ さらに、県民や事業者等の疑問や不安に対して、「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の申請期間中は、「県民相談窓口（コールセンター）」において、ワンストップで対応を続けていきます。

③ 県の実施体制及び国・市町村等との連携

- ・ 本県の感染症対策を着実に進めるため新設した感染症対策局を中心に、全庁横断的な体制を維持するとともに、対策の実施に際しては、医療・福祉関係者や専門家、国や隣接県、県内市町村など関係機関や諸団体と緊密に連携・協力し、迅速かつ的確に対応を進めていきます。

参考資料

- 資料 1 人の接触を8割減らす10のポイント
- 資料 2 新しい生活様式の実践例
- 資料 3 あいちの買い物ルールと公園利用のお願い
- 資料 4 都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安
- 資料 5 これまでにクラスターが発生した主な施設類型
- 資料 6 イベント開催制限の段階的緩和の目安
- 資料 7 緩和施設で講じるべき感染防止対策
- 資料 8 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧
- 資料 9 感染防止対策リスト
- 資料 10 避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

人との接触を **8割** 減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、**あなたと身近な人の命**を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で
オンライン帰省



2 スーパーは1人
または**少人数**で
すいている時間に



3 ジョギングは
少人数で
公園は**すいた時間**、
場所を選ぶ



4 待てる買い物は
通販で



5 飲み会は
オンラインで



6 診療は**遠隔診療**

定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8 飲食は
**持ち帰り、
宅配も**



9 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10 会話は
マスクをつけて



**3つの密を
避けましょう**

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

**手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理**

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

あいちの「買い物ルール」

「県民の皆様」へ

- ① 少人数 ～できるだけ一人又は必要最小限の家族のみで
- ② 短時間 ～買い物メモを準備し滞在時間を短縮する
- ③ 咳エチケット等の徹底 ～必ずマスク着用・手洗い・入店前後の消毒を
- ④ 混雑時を避ける ～すいている時間に、人との距離をあけて
- ⑤ 買いだめや買い急ぎはしない ～必要な分だけ買うように
- ⑥ 毎日の利用はしない ～2～3日に1回の計画的な利用を

「スーパー等事業者の皆様」へ

- ① 混雑時の入場制限 ～買い物かごコントロール等
- ② 人と人との距離の確保 ～入店・会計待ち時のテープ等による間隔明示等
- ③ 共用部の消毒・手指衛生 ～扉や手すりなどの消毒等
- ④ レジ前のパーティション ～ビニールシートの活用等

高齢者・障害者などへの配慮を

- 「開店から1時間程度」を、高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が、安全に、安心して買い物をすることができる時間としていただけるよう、事業者の皆様・利用客の皆様にご協力をお願いします。

公園を利用される「県民の皆様」へ

- ① 少人数 散歩やジョギングなども、少人数で
- ② 混雑を避ける すいている時間、すいている場所を選んで
- ③ 人と人との距離を適切にとる

資料4

都道府県をまたぐ移動の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部自都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		○ * GoToキャンペーンによる支援

※ 愛知・岐阜・三重の東海3県においては、社会経済圏が深く重なり合っていることから、3県間における観光を含めた人の移動を6月1日から緩和する。

資料5

5月22日付けで「休業協力要請を継続する施設」として発表した施設

種類	休業協力要請を 継続する施設
遊興施設	パブ(接待を伴うもの) バー(接待を伴うもの) ダーツバー(接待を伴うもの) キャバレー ナイトクラブ ライブハウス カラオケボックス スナック 個室付浴場業に係る公衆浴場 デリヘル ヌードスタジオ のぞき劇場 ストリップ劇場
運動施設	スポーツジム

資料5～参考

【別紙1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令11条第1項各号に掲げる施設（第1号の学校及び第3号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に变化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①からの約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②からの約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

- イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (観客席を有するもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% (※) (屋外200人)】 ※密閉空間で大衆を充てるもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、営業停止にも注意	○ 【100人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (※) (屋外200人)】 ※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ ※ステップ①からの約3週間後	○ 【1000人又は50%】 ※密閉空間で大衆を充てるもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、営業停止にも注意	○ 【1000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【無観客】(ネットや録画) ※密閉空間でも感染対策徹底、主催者による注釈中・前後における観客等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ ※ステップ②からの約3週間後	○ 【5000人又は50%】 ※密閉空間で大衆を充てるもの等は、最新のガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 ※感染対策徹底、主催者による注釈中・前後における観客・観客等の行動管理		○ ※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 ※密閉空間で大衆を充てるもの等は、最新のガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 ※入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 ※感染対策徹底、主催者による注釈中・前後における観客・観客等の行動管理	×	

(注) どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

※ イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにし、その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。

資料7

別表4. 感染防止対策

緩和施設で講じるべき感染防止対策		施設区分																出典		備考						
		区分Ⅰ	区分Ⅱ					区分Ⅲ				催物開催等	県民の生活や社会活動の維持に必要な施設													
対策区分	具体的な対策・工夫の内容	博物館等	劇場等	集会・展示場等	文芸施設	大学・学習塾等	商業施設	物品販売	サービス業等	ホテル・旅館	遊園施設等	運動施設	遊技施設	ホテル・旅館	催物開催等	社会福祉施設等	医療施設	生活必需品販売施設	食料提供施設	住宅・宿泊施設	交通機関等	工場等	その他	国対地方方針	国事務連絡	専門家提言
		社会生活を維持する上で必要な施設																								
共通	発熱者等の施設へ入場防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・従業員の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の従業員の出勤を停止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・来訪者の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の来訪者の入場を制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	飛沫防止、接触感染の防止・注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、目の防護具の装着	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・来訪者の入店時におけるマスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・店舗、事務所内の定期的な消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
密接	移動時における感染の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「新しい生活様式」の実践例の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	対面する場でのパーティション・ビニールカーテン等の設置・対面機会の回避	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	滞在時間の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	少人数での滞在時間の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
密集	ロッカー、シャワー等屋内共用施設の使用制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	四方空けた席配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座席等間隔の確保(1m、できれば2mの間隔確保)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	真正面を避けた座席配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座敷席等における多人数での使用自粛	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	座席間でのパーティションの設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大皿での取り分けによる食料提供の自粛	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	レジ等での間隔の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	展示配置の工夫	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	接触スポーツの制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
衛生	密の注意喚起の掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	個室などの部屋の使用(定員人数の半分の利用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	集会用に供する部分での宴会等は、100人以下、かつ収容定員の半分以上の人数にする	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所(テーブル、ドアノブ等)の消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時手指衛生(消毒設備の設置)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	客入れ替えのタイミングでの消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他	トイレ内の対応(ハンドドライヤー・共通タオルの禁止、蓋を開けて流すよう表示)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	休憩スペースでの対応(人数の制限、対面食事・会話の自粛、定期的消毒等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時体調チェック(入場時間が長い場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	店内音楽(BGM、遊技機)を必要最小限にし、大声での会話の必要がない遊技環境の保持	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「比較的少人数」での開催に限る	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大声での発生、歌唱や声援、接近した距離での会話等の禁止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

業種別ガイドラインについて

令和2年7月10日更新

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	①劇場、劇場、映画館、演芸場	公益社団法人 全国公共文化施設協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
2		全国興行生活衛生同業組合連合会（映画館）	厚生労働省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
3		全国興行生活衛生同業組合連合会（演芸場）	厚生労働省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
4		一般社団法人 コンサートプロモーターズ協会 一般社団法人 日本音楽事業者協会 一般社団法人 日本音楽著作権者連盟	経済産業省 文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
5		クラシック音楽公演推進協議会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
6		緊急事態舞台芸術ネットワーク	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
7		公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
8		一般社団法人 日本コンベンション協会（MICE）	国土交通省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
9		公益社団法人 日本青年会連所	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
10		一般社団法人 日本展示会協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
11	②集客場、公会堂	公益財団法人 日本スポーツ協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
12		公益財団法人 日本陸上競技スポーツ協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
13		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
14		一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
15		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
16		公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
17		公益社団法人 全日本ゴルフ場経営者連盟	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
18		公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
19		一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
20		一般社団法人 全日本非対称射撃協会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
21		全国砲台業組合連合会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
22		パチンコ・パチスロ産業21世紀会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
23		公益財団法人 日本ゴルフ協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
24		公益社団法人 日本プロゴルフ協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
25		一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
26		一般社団法人 日本ゴルフツアー機構	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
27		一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
28	③体育館、水泳場、ホール、運動場、遊技場	公益財団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
29		公益社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
30		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
31		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
32		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
33		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
34		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
35		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
36		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
37		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
38	④演劇、美術展、図書館	公益財団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
39		公益社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
40		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
41		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
42		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
43		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
44		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
45		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
46		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
47		一般社団法人 日本ボウリング協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710

業種別ガイドラインについて

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
28	⑤体育館、水泳場、ホール、運動場、遊技場	一般社団法人 日本スミシングクラブ協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
29		一般社団法人 日本フィットネス産業協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
30		公益財団法人 日本博覧会協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
31		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
32		公益社団法人 全国学校図書読書推進協議会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
33		地方読書推進協議会	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
34		一般社団法人 ライフハウスコミッション NPO法人 日本ライフハウス協会 飲食を主とするライブスペース運営協議会 日本音楽家協会	厚生労働省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
35		全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
36		一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会 一般社団法人 カラオケ使用者連盟 一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	経済産業省 文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
37		公益社団法人 全国運動旅行者協議会 全国小型自動車旅行推進協議会 公益財団法人 J K A 一般社団法人 東日本小型自動車販売会 一般社団法人 西日本小型自動車販売会 一般社団法人 日本環境遊歩会 一般社団法人 全日本オートレース選手会 一般社団法人 全国海外車券発券所協議会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
38	⑥演劇、美術展、図書館	一般社団法人 ナイトクラブエンターテインメント協会 西日本クラブ協会 ミュージックバー協会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
39		ボートレースコロナ対策決定本部	国土交通省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
40		公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
41		特定非営利活動法人 全国検定振興機構	文部科学省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
42		一般社団法人 全国外国語教育振興協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
43		一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
44		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
45		全国岡山自動車教習所協会	警察庁	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
46		一般社団法人 日本総合福祉医学学会 公益社団法人 日本人間ドック学会 公益財団法人 核セキュリティ協会 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 公益財団法人 日本対がん協会 公益社団法人 全日本病院協会 公益社団法人 日本病院協会 公益財団法人 予防医学事業中央会	厚生労働省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710 https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
47		一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
48		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
49	⑦インフラ運営等	全国石油商業組合連合会	経済産業省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
50		公益社団法人 日本下水道管理協会	国土交通省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710
51		一般社団法人 日本下水道施設管理協会	国土交通省	https://www.kokuhaku.or.jp/entry/20200710

1000

[illegible][illegible][illegible]

業種別ガイドラインについて

令和2年7月10日更新

令和2年7月1日現在

	業 種	団 体 名	担当省庁・市	ガイドライン掲載URL
126		一般社団法人 日本クレジット協会	経済産業省	http://www.jcc.or.jp/
127		公益社團法人 リース事業協会	経済産業省	https://www.leasing-j.org/page.do?cid=6537&catId=1
128		鉄道運輸会（一般社団法人 日本民営鉄道協会 ・ JR等）	国土交通省	https://www.rte.or.jp/doc/dl/press/2020/20201105_01.pdf
129		公債社団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.kobun.co.jp/buses/businfo.asp#tab=00000001
130		翼切バス旅行連絡会 （公益財団法人 日本バス協会、 一般社団法人 日本旅行業協会、 一般社団法人 全国旅行業協会）	国土交通省	http://www.bas.or.jp/buses/information.html http://www.jata.or.jp/jata/p/airpt/ http://www.nata.or.jp/seidou/
131		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.hatn.or.jp/footer/?page_id=3111&p=1
132		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.taxi-kai.or.jp/
133	物流、運送	公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	https://www.tca-dt.jp/about-us/index.html
134		一般社団法人 日本自衛車リース協会のちか	経済産業省	http://www.chika.or.jp/
135		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.innaweb.or.jp/
136		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.shipline.or.jp/www-content/kaiwan-hisaku
137		一般社団法人日本船主協会	国土交通省	https://www.janetship.com/en/jpn/about.html
138		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.internationalshipping.com/japan/about-international-shipping
139		日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.godokai.or.jp/
140		外陸船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.aia.or.jp/
141		定期航空協会	国土交通省	https://kicco.or.jp/
142		一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	国土交通省	https://www.airportbm.or.jp/
143		一般社団法人 日本飛行業協会	国土交通省	http://www.flyj.or.jp/network/detail/vl-vf/
144		一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	http://www.alltravel.or.jp/world/
145	物流、運送	一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.cw.or.jp/content/view/full/544444
146		一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.wmcs.or.jp/
147		公益社團法人 全国通運連盟	国土交通省	http://www.koku-touin.or.jp/
148		一般社団法人 航空貨物運送協会	国土交通省	http://www.cargo-air.or.jp/
149		一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会	国土交通省	https://www.iffo.or.jp/
150		日本内航貨取振業務員組合	国土交通省	http://www.innaweb.or.jp/
151		全国トラクターミナル協会	国土交通省	http://www.traktor-maru.or.jp/
152		日本郵便株式会社	総務省	https://www.post.japanpost.go.jp/
153		一般社団法人 「日本派遣協会」	国土交通省	https://r1.lacart.com/career/industry/agency/
154		一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keizaido.or.jp/shisei/SOCIETY/outline.html
155		一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.ships.or.jp/
156		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	https://www.smbc.or.jp/detail.php?p=451
157		一般社団法人 情報サービス産業協会	経済産業省	http://www.info-svc.or.jp/
158	オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keizaido.or.jp/shisei/SOCIETY/outline.html
159		一般社団法人 「日本ビルディング協会連合会」	国土交通省	http://www.jbbn.or.jp/
160		一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.keieikai.or.jp/
161	企業活動、治安維持	公益社團法人 全国メンテナンス協会	厚生労働省	http://www.allmaintenance.jp/membership/
162		行政サービス	法務省	https://www.sso-f.jp/wpaib/news/frtktoen/GCZ2205_hkt.html

32

感染防止対策リスト【各業種共通編】

営業の再開・継続時に感染拡大予防のため取り組んでいただきたいこと
施設ごとに感染リスクの評価を行い、業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインや、この感染防止対策リストを活用し、徹底した感染防止対策をお願いします。

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう周知
- レジ等の対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限(整理券配布等)

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、手指消毒、うがいの徹底
- 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理
- 来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒(座席へ交換カバーの設置等)
- 換気設備による換気又は店舗入り口、各部屋のドア等2方向以上の窓、扉を開け毎時2回以上の換気
- トイレのこまめな清掃、ハンドドライヤー等の使用中止

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集

- 入店時に氏名、連絡先を記載してもらう

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

- SNS等の技術を活用した、施設利用者に対する感染発生状況等の情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>

感染防止対策リスト【 社交飲食業編 】

パブ・バー・ダーツバー・キャバレー・スナック・性風俗店

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 会話時・飲食時の飛沫防止 ② 接触機会・箇所の最小化

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
- 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
- 身体的接触を避ける
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
- ステージと客席との間隔の確保
- 客の横・近距離でのカラオケや各種パフォーマンス等の店内イベントの自粛
- 大声での会話を抑制するため BGM の音量を控える

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
- 客に対し飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- カラオケマイク、選曲端末を、提供又は1回歌うごと(マイク使用ごと)に消毒
- 従業員のロッカールーム・控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)
<https://corona.go.jp/>
一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-29.pdf
一般社団法人日本水商売協会ガイドライン
https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/
社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
<https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html>
オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン
http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

感染防止対策リスト【オーセンティックバー編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 会話時・飲食時の飛沫防止 ② 接触機会・箇所の最小化

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 配席の工夫(席を1つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る)
- 各テーブルにアクリル板を設置して接触を回避
- 身体的接触を避ける
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽又は対面の距離を確保
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める
- 顔や髪を触らない(ヘアセットの場合には、アップヘアが望ましい)
- 客に対し飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター、イス等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- メニューブックは清拭消毒可能な素材を使用する
- 従業員のロッカールーム・控え室の換気の徹底、控え室内の対人距離の確保の実施

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策WEBページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フードサービス協会ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/nov_guideline-29.pdf

一般社団法人日本水産流通協会ガイドライン

https://mizusyobai.jp/guideline_covid19/

オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

http://cocktail.or.jp/pdf/covid19_guideline.pdf

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<https://zensyaren.net/2020/06/post-6.html>

感染防止対策リスト【特定遊興飲食店(ナイトクラブ)編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

① 大声の発生や飲食時等の飛沫防止 ② 客同士の社会的距離の確保
③ 30分ごとの換気(音漏れ対策を実施)

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 適切な入場制限又は配席の工夫(対人距離の確保)
- 客席の間やDJブースとダンスホールの間等にパーティションを設置する
- ダンサーステージ等と客席との間隔の確保
- カウンターサービス時の客と従業員との距離の確保
- 使用できるロッカーを制限
- 身体的接触(握手、ハイタッチ等)を避ける
- 大声での会話を抑制するためBGMの音量を控える
- 店や店が入る建物出入り口付近でたむろしないよう注意喚起

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理、利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- ダンス等をするスペースにおいてもマスクの着用を徹底
- 利用者に過度な飲酒とならないよう注意喚起
- 食品やドリンク類の取り違えを防止するための適度な照度の確保

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客が入れ替わる都度、テーブル、カウンター等の消毒
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 客の飛沫がかかるおそれのあるカウンター上部への食器類の陳列を避ける

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策WEBページ)

<https://corona.go.jp/>

特定遊興飲食店(ナイトクラブ)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://wca-official.com/news/covid19_guidelines_2020/

感染防止対策リスト【ライブホール、ライブハウス編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①舞台と客席・客同士の社会的距離の確保
- ②上演時の飛沫防止
- ③30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 来場人数の制限(原則として従前の50%以下を目安)
- 入退場の際、列の間隔を設けることや、段階的な入退場を行う
- 使用できるロッカーを制限
- ステージと客席の間に十分な間隔を取る
- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する又は対面の距離を確保
- 身体的接触(握手、ハイタッチ等)の禁止の周知
- 客等へ大声での発声を控えるよう周知
- 入待ち・出待ちや面会等の禁止要請

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 店舗スタッフの健康管理
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 客等に公演中もマスクを着用するよう注意喚起
- ロビーや休憩スペースでの対面での飲食や会話を避けるよう注意喚起
- パンフレット・チラシ等は極力手渡しによる配布は避ける
- 客等に飲酒が過度にならないよう注意喚起する

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 共有物、スペースの消毒の徹底

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

7. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

https://4904377f-e855-4d31-b888-0379376c31e4.filesusr.com/ugd/58f3a1_e8c686d463b14b4c9fbb14eb3055a1e7.pdf

感染防止対策リスト【カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食業編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①歌唱時の飛沫防止
- ②マイク・リモコン・タッチパネル等の消毒
- ③各部屋の30分ごとの換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 入店時の列や各客室内での座席配置に配慮するよう工夫
- 入室人数の制限(定員の半分程度、家族限定の利用等)
- ステージと座席との間にビニールカーテン等仕切りの設置
- 個人別マイクとした上での飛沫防止のための防音マイクカバー等の装着
- 歌唱時・飲食時に横並びに座る等により正対を回避するよう周知

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 飲料等の提供は、紙コップ等を利用し、食器等を通じた感染の回避に努める

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器等の高頻度接触部位の消毒
- 共用スペースでの飲食や大声を出すなどの行為を行わないよう注意喚起
- グラス等の回し飲み、食器の共有は避けるよう注意喚起し、大皿等での提供は避ける
- 換気について利用者へ協力依頼(扇風機等の活用により扉から換気)

4. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

5. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

6. 感染が発生した際の利用者への情報提供

7. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<http://www.jkba.or.jp/uploads/news/a2e082c81b7de927a865d1d5048e8ba7.pdf>

感染防止対策リスト【フィットネス関連施設編】

【各業種共通】の取組に加え、下記の事項について特に徹底してください。

- ①運動時の飛沫防止 ②利用者が替わるときの機器・設備の消毒
- ③毎時3回以上の換気

1. 社会的距離の確保対策(2メートル以上・最低1メートル)

- 使用できるロッカー、機材を制限
- スタジオプログラムを実施する場合は、特に社会的距離に配慮
- 社会的距離が確保できない室内でのスタジオプログラムの中止又は制限
- トレーニング時の身体的接触(補助、握手、ハイタッチ等)を控えるよう周知
- タオル同士の接触・取り違い防止の注意喚起
- 予約制等による人数調整
- フロントにアクリル板を設置して接触を回避

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ロビー、休憩室等での滞留や食事の制限
- 運動時においてもマスク着用の徹底(運動時に呼吸しやすいマスクを推奨)
- 利用者の体調確認(事前の検温等の実施)
- 会話を抑制するルールを設定するなど、会話の制限を徹底
- 管理者不在時で監視代行できない時間帯の営業自粛

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- フロントを挟んだ対面空間
- 利用者が替わるときの設備・機材・座席、テーブル等についての消毒
- 機材の拭き用タオルの共用禁止又は消毒液、使い捨てペーパーの設置等
- 設備による毎時3回以上換気又は入り口や窓を開け、毎時3回以上換気

4. 掲示板や頻繁な館内放送による注意喚起の徹底

5. キャッシュレス・チケットレスの推進又は支払時のコイントレイの使用

6. 感染の発生に備えた情報収集(入店時に氏名、連絡先を確認)

7. 感染が発生した際の利用者への情報提供

8. 所轄の保健所との連絡体制の整備と必要な情報提供

あわせて遵守いただきたい業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 WEB ページ)

<https://corona.go.jp/>

一般社団法人日本フィットネス産業協会ガイドライン

<https://www.fia.or.jp/public/19525/>